会 議 開 催 結 果 概 要 書

1　審議会等の名称	岸和田市生涯学習審議会
2　開　催　日　時	令和元年12月２日(月)午前10時00分～12時00分
3　開　催　場　所	岸和田市立公民館　３階　講座室４
4　公開・非公開の別	公　開
5　非公開理由 (非公開の場合のみ)	―
6　出　席　者	委員15名、事務局5名
7　傍聴人数 (公開の場合のみ)	1名
8　議題及び審議概要	1　開会 2　「生涯学習に関わる施策の決定プロセスのあり方に関する要望」と回答について 3　生涯学習基本方針に基づく事業について 4　公民館の使用料について 5　次回の審議会の日程について
9　そ　の　他	

令和元年度　第２回　岸和田市生涯学習審議会　会議録

会　議　名	第２回　岸和田生涯学習審議会
日　　時	令和元年 12 月２日（月）　午前 10 時 00 分～12 時 00 分
場　　所	岸和田市立公民館　３階　講座室４
出 席 委 員	岩槻会長、馬場副会長、髙橋委員、藤井委員、〆野委員、有津委員、草山委員、藤原委員、川井委員、楠本等委員、西村委員、松谷委員、楠本勝委員、上月委員、森山委員 以上　15 名
欠 席 委 員	濵﨑委員、林委員、村上委員　　以上　３名
事　務　局	藤原生涯学習部長、寺本生涯学習課長、吉田調整担当主幹、長谷川担当長、土井担当長
傍 聴 人 数	１名
次　　第	１　開会 ２　「生涯学習に関わる施策の決定プロセスのあり方に関する要望」と回答について ３　生涯学習基本方針に基づく事業について ４　公民館の使用料について ５　次回の審議会の日程について
配 布 資 料	資料 1-1　生涯学習に関わる施策の決定プロセスのあり方に関する要望 資料 1-2　生涯学習に関わる施策の決定プロセスのあり方に関する要望に対する回答 資料２　本市生涯学習のイメージ（図：インクルーシブ・コミュニティづくりによる「学び＋実践＋ネットワーキング」の活性化） 資料３　岸和田市立公民館及び青少年会館の使用料の減免に関する要綱（案） 資料 4-1　使用料の適用区分と減免基準（案） 資料 4-2　減免適用団体分類表（案）

≪案件概要≫

＜審議事項＞

・生涯学習基本方針に基づく事業について

・公民館の使用料について

＜報告事項＞

・「生涯学習に関わる施策の決定プロセスのあり方に関する要望」と回答について

≪内 容≫

次第のとおり進行

● 開会

● 資料の確認
● 審議会会長挨拶

ーーー 議 事ーーー
●報告事項「生涯学習に関わる施策の決定プロセスのあり方に関する要望」と回答について事務局より説明。

【質疑の概要】
（委　員）・公民館使用料の減免についての資料はあるが、これまでのプロセスが載っていない。本日公民館使用料の減免について話し合う前に、「学びのプラン」に当該記事が掲載されているのは、どういうことか。
（事務局）・施設利用者が使いやすいように工夫を重ねていきたいので、減免案についてご意見をいただきたい。
（会　長）・今日の議論で出た内容を加えることはできるのか。
（事務局）・この原案に、大きな問題点があれば改善の必要がある。
（会　長）・使用料の減免については、案件４でご意見いただきたい。
（委　員）・岸和田市生涯学習基本方針には自治基本条例の文言が入っている。市民参加ということで当審議会がもたれている。プロセスとして市民が参加をして、話し合われた結果、決定する。当審議会は非常に大事なので、基本的なプロセスを認識して進めてもらいたい。
（事務局）・ご意見はもっともである。プロセスについては十分に配慮していきたい。

●審議事項「岸和田市生涯学習基本方針に基づく事業について」
事務局より、岸和田市生涯学習基本方針の概要を説明し、基本方針に示されているインクルーシブ・コミュニティづくりに関わる事業と課題について３つの事例を示した後、各委員から、普段の活動においてインクルーシブ・コミュニティづくりを進めていくうえでの課題や取り組み事例について意見聴取。

【質疑の概要】
（委　員）・まず前提として、本市の認識のズレをキッズルームの事例で感じた。我々の認識は、貧困格差が広がって、本市で低所得者が増えたり、シングルマザーが非常に多いとか、子ども食堂をこれだけ開かないといけないぐらい特に子供の貧困がひどくなっていくという認識がある。そこの状況認識のズレを合わせる必要がある。
（会　長）・キッズルーム開設の意図・目的について、今の事務局の説明にはズレがあるのではないか。子どもの貧困の問題が抜け落ちているとのご指摘かと思う。

（委　員）・３つの事例説明の中で子どもや親の教育が大切なことはもちろん、もう一つ岸和田市は少子高齢化率の高い市である。人生 100 歳時代、高齢者を導いていく施策、生涯学習が本市においては大切な施策である。それと全体的に男性が定年を迎えて、家にひきこもる高齢者の比率が膨らんできている。それを社会の力に変えていく施策が課題だと感じる。子供、両親、学校という基軸ははずせないが、喫緊の高齢者問題、終活問題にもっと光を当てていく必要がある。

（会　長）・子供の貧困・貧困問題、高齢者を対象とした事業をどうしていくのかという指摘があった。

（委　員）・学校支援地域本部のことだが、小さい学校の統廃合で学校と地域の繋がりが希薄になっている。地域と学校の繋がりを推進しようという内容と矛盾している。先を見越した対応が必要である。

（会　長）・学校統廃合によって学校がなくなっていく。その流れの中で地域と学校の連携をいかに維持していくのか、という意見である。

（委　員）・一つの団体と他の団体を組み合わせて一緒に何かをする場、それがインクルーシブ・コミュニティだと思っている。そうなると、これはインクルーシブ・コミュニティではない気がする。キッズルームは重要で、子育て支援サロンとか、各町会とかで繋がっている。そのそれぞれをつなぐのがインクルーシブ・コミュニティだと思う。

（事務局）・親学習と他の団体が繋がるのがインクルーシブ・コミュニティだと認識してている。一方、キッズルームなど個々を受け入れる、排除しないのもインクルーシブ・コミュニティの一つである。委員の皆さまが普段の地域活動の中で、インクルーシブ・コミュニティづくりに関わる課題や、優先的に取り組む社会的課題等の意見をいただくために、事例をあげさせていただいた。

（会　長）・個々の事業を充実させていくのも一つ、それらの事業をつなげていくための事業を考えていくのも一つの方向である。

（委　員）・基本方針策定時に、個々の活動団体をどのように繋げていくか、案は出たのではないかと思う。個々の団体は活動で精いっぱいで、資金もないと思う。

（委　員）・社会教育支援チーム、これは元々これを繋ぐチームをつくろうという形であったと思う。コミュニティの活動を繋ぐのが行政であり、専門家をいれてやろうというのが、このチームの結成の元々の趣旨であったと思う。基本方針策定後、チームができているのかどうかをまず知りたい。

（委　員）・生涯学習推進本部委員会はある。それがフラッグシップ事業の一つの例だったと思う。当委員会は一つの支援チーム、フラッグシップ事業という認識である。当委員会は多くの団体で構成されており、そこで話し合うと様々な課題が出てくる。まさに資料２の生涯学習イメージ図のようなものである。

（委　員）・生涯学習推進本部が行っている「いきいき市民のつどい」は、基本方針案にあ

るフラッグシップ事業にあたるのではないかと思っている。

（事務局）・実際に委員の皆さまが長年地域活動をしている中での課題を聞かせていただき、ご意見を整理させていただいた上で、インクルーシブ・コミュニティづくりを進めていくにあたって、何を優先的に取り組むか検討したい。内容次第で社会教育支援チームのメンバー構成も変わるので、まず庁内で事業内容を検討し、その上で段階的に庁外の方、市民の方を含めて進めていきたい。

（委　員）・基本的には構成メンバーは規定されており、社会教育関係職員（社会教育主事・司書・学芸員・教職員等）となっている。まず庁内でスタートラインが切れないわけではないので、そこは内部で検討してもらう課題だと思う。この趣旨は現場の社会教育主事を中心としたチームが中間支援組織を作っていこうという項目を押さえて捉えている。そこが充実しない限りは進まない。例えば「６館体制」といわれる支所があるので、そこに置くぐらいのスケールで考えていかないといけない。本来なら、キッズルームや親学習は貧困対策ではないので、子ども食堂などが繋がっていけば、本来の趣旨である子ども食堂ができないかという議論ができる専門職としての中間支援を見つけるということだったと思う。

（会　長）・インクルーシブ・コミュニティづくりをしていくにあたって、個々の団体は熱心に活発に活動をされているので、それを繋げていくことに大きな意義があると思う。

（委　員）・個々の活動はできている。その活動を知る機会がないので繋がりが難しくて、高齢者、特に定年後の方が引きこもっている。元気な人たちを呼び込んで、キッズルームと親学習に結びつけることができるのではないか。自分たちの活動の内容をもっと周知できたら繋がれるのでは。

（会　長）・コーディネイトする役割、人・団体が必要である。その役割の核になるのが社会教育支援チームだと思う。まず、専門職のプロの方々が議論していきつつ、少しずつ広げていき、どういう繋がりの機会を作るのかを検討していくプロジェクトチーム的な感じである。

（委　員）・個々の団体や事業なりの補助金がどんどん削減されている。活動を活発化して、他との関わりをもつとなると、資金が必要である。本市の状況は、団体の補助金を抑制していき、市民協議会も費用を削られている。そんな中で活動を活発化していくのは矛盾している。本来、資金面の援助をどうするかということを載せていただかないと難しいのではないか。公民館で新しい活動をしてはどうかという意見があったが、新しい講座・活動をすると、公民館まつりを運営しないといけない。そこで委員長に抜擢されると大変な負担になるので、公民館から足が遠のいてしまう。そういうしがらみがなく、自由に使える形にすれば利用率があがると思う。各公民館で活動をする人が増えれば輪が広がるのでは

ないか。

（委　員）・70 歳を過ぎても働いている人が多く、各団体とも高齢化により後継者がいない。先日図書館まつりでおもしろい取組みをされていたので、参考としてお話をお聞きしたい。

（委　員）・図書館まつりは、図書館が廃棄する図書や、個人が定年を期に部屋を整理したいので本を図書館にもってきたりとか、そういう図書がたくさん保管されている。それを一般市民の方に単行本一冊 50 円、文庫本一冊 10 円でお分けするか、ご自宅の本と引き換えに同冊数の本を持ち帰ってもらう。これが古本のリサイクル。そのリサイクル市を 20 年続けている。今年は大盛況だった。そのきっかけは去年までは、図書館利用のボランティア団体が中心で義務的にする仕事になっていたが、今年は新しいボランティアの方を募集し、一般の市民の方にチラシを配り学校にも PR しながら、15 人程定例会議に参加してもらった。いろんな発想・経験の方々のアイデアをとりいれて実施したところ、斬新なまつりとなった。どこの団体でもそうだと思うが、毎年だと義務的に流れてしまう。そういうものに新しい風を入れるような、きっかけを社会福祉協議会のボランティアセンターに相談をしたところ、40 程あるまつり関連の団体のの中でボランティア募集をしたところ、新しい人材ができて、一皮むけた活動に繋がった。そこで新しい発想をもった人材を集めるきっかけを相談しながら、ＰＲしていくことはより大事である。そして、引きこもり高齢者の活力を引き出していけたら、財政難の岸和田市に大きな力になると思う。

（会　長）・義務でしていると全員が疲れていって続かないという面がある。やりたい方が楽しみながら参加するのが一番いいことだと思う。これからどう変わっていくかが大事である。もちろん財政的支援があるにこしたことはないが、新しい人材・活動的な人を探し出していくことだと思う。

（委　員）・資金の問題は大きい。ファンドレイジング、資金をどう集めるか、世間一般でいわれるクラウドファンディング、お金を集める手法も中間支援の中に含まれてくるだろうと想定している。今の世の中、繋がっていくと資金を出す人がでてくる。例えば、首里城が焼けましたが、みなさんの声で再建のためのお金が集まってくるというような手法がある。

（委　員）・公民館で活動する人は、参加者からお金を取ってはいけないという決まりがある。今後見直していかないと難しいのではないか。

（会　長）・公民館は営利目的では利用できないという規定がある。

（事務局）・そこは案件 4 番で詳しくお話するが、一定の条件の下で利用していただく。

（会　長）・基本的に、営利活動、宗教活動、政治活動は禁止という規定が法的にある。

（委　員）・文化協会としては、補助ができないので、マドカホールの使用料金は、我々が集めた資金で補填した。

（会　長）・公民館に関する規定は、のちほど案件４の「公民館の使用料について」のところで詳しく議論をさせていただきたい。その他関連して、何かありませんか。個々の活動の間をどう繋げていくかという問題も重要だが、個々の活動の中での課題をあげていただくのも今日の趣旨なので、委員の皆さんがそれぞれに携わっている活動での課題もあげていただきたい。そしてやはり大きなポイントして、どういうふうにそれぞれの活動を繋いでいくのか、それにあたりどういう事をしていけばいいのか、議論していかなければならない。特に基本方針の中で「社会教育支援チーム」という名前で定義されている組織をどう機能させるかということであろう。ネットワークを作る核となるのはこのチームの動きということになるので、これをどう進めていくのかということは重要な柱である。後は個々にいただいた問題点を踏まえた事業を今後も継続していく。今日の議論の着地点としては、社会教育支援チームをどういうふうに動かしていくか、それによって、個々の活動が個別に行われるのではなくて、協働して情報交換を含めて取り組んでいく。その点に焦点を絞り、委員の皆様方の今後の方向性についてご意見があればお願いしたい。

（委　員）・これは施行されているのなら「検討する」のではなくて、組織を立ち上げて運営していただきたい。

（会　長）・まず、事務局中心に流れをつくっていただくということでよろしいか。

（事務局）・生涯学習部内で庁内の複数課をまたがるメンバーで練っていき、段階的に庁内外の人を含めて考えていきたい。

（会　長）・早急に進めていただくということで、３つ目の案件につきましては、これで議論を納めさせていただきたい。

●審議事項「公民館の使用料について」

「岸和田市立公民館及び青少年会館の使用料の減免に関する要綱（案）」、「使用料の適用区分と減免基準（案）」、「減免適用団体分類表」、資料３、４について事務局より説明。

（委　員）・福祉センターで課題になっているところで、解散した手芸グループがある。最初は、皆で手芸をしていたが、だんだん高齢者が引きこもってしまったり、資金の問題で解散した。有料の規定と減免の規定をクロスすることになる。そういう団体が今後出てくる。子ども食堂の場合も抵触すると思うが、最低限の実費徴収です。福祉センターでは１食300円を徴収している。そういう場合に、今の時代に乗っ取って考えると、中間をなすようなものがでてくる。その判断と規定を、市が決めるのか、教育委員会が決めるのか。例えば、体育館の使用の場合に、体育館のフロア全体が必要かどうかという問題がある。今はフレキシブルに半分負担割というふうになっている。ところが有料の団体と無料の団

体が半々に使用する場合、判断がつきにくいものがでてくる。そこをどう考えるのかが難しい。

（会　長）・今のご質問は、判断の難しい団体の規定をどうするかということである。

（事務局）・あくまでもこの規定は教育委員会の規定になる。社会問題・社会情勢が変わるにつれて運用規定は随時見直していく必要がある。今は枠を設定している。例えば、グレーの部分をどう判断するのか盛り込めていない状況である。新しいケースがあれば、減免できるのか否かは、毎月センター所長が集まる６館調整会議や館長会議で事例検討は必要になる。例えば、子ども食堂を公民館で推進していこうという場合、それは減免扱いなのか否かは、内容を見ながら判断していく必要がある。子ども食堂だからというのではなく、内容で判断していきたい。ある程度の想定はしている。今回は、全てにおいての説明はできないので、減免適応基準を考えさせていただいた。そして柔軟に対応できるように、規定で教育委員会が認める団体であったり、支援が必要と認められる団体という部分で救えると思う。

（委　員）・名古屋のトリエンナーレのような表現の自由のようなものも昨今いわれていて、そういうものは公民館に絡んでくるから、今の規定としてどうなのか、基本方針では限りなく自由に表現といわれている。以前は、子ども食堂に貸し出すのは消極的だったが、時代の流れで当たり前になった。教育委員会は市の職員で、思考のベクトルは明確である。そこでみなさんの認識とか状況が反映されるべきことだと思う。例えば市がノーといいました。だけど時代として当然やるべきじゃないかということをここで審議していく必要がある。

（会　長）・判断の難しいものをこの審議会で諮るのも大事である。館長会議だけでなく、加えてこの審議会でも意見をいただけると思う。

（事務局）・基本方針の具体的な事業を進めていくという中でいろんな意見があった。公民館の使い方でこういう事業を展開していくべきではないかとか、こういう団体を減免すべきではないかということは継続して意見を出していただければ前向きに検討していきたい。

（委　員）・受付開始ですが、３か月前と６か月前と 12 か月前になっていますよね。その 12 か月前では登録クラブ・自主学習グループ、地縁型組織が優先されている。その後、それ以外の団体はあいているところしか使えないということになる。実際に活動内容をみて、クラブが優先されるのか、新事業が内容的に重要なのか、調整が必要である。例えば、外国人の人に日本語を教えるために、公民館を利用している。それで公民館を利用しているのですが、それを登録するのにこの規定の中でどこに属するのか。ボランティアで外国人に日本語を教えている。まさに社会教育を実践しているのに、利用ができなくなる可能性がある。そこをどのように考えられるのか。

（会　長）・団体によって活動内容が多様で捉え方が違う。具体的には外国人の方に日本語を教える活動をしておられる。

（事務局）・委員の方々でそれについてご意見があれば聞かせてほしい。担当課と国際親善協会との認識のズレがある。外国の方への日本語教育の実施主体がどこにあるべきなのか、実施先が国際親善協会であれば、市の事業であるという整理の仕方ができるのではないか。それであれば①の市の主催事業になるので、随時公民館を利用できる。担当の部署と国際親善協会と公民館で打ち合わせが必要だと思っている。そもそも事業の実施主体がどこなのか整理が必要だと考えている。

（委　員）・③番でよいのでは。自主学習グループの中に市が支援する必要があると認めるもの。外国人留学生及び労働者に関しても、商工会議所の方でも事業者団体でベトナム人を雇用するということがでてきている。労働者不足を考えた場合、市が支援する必要があることを考えれば、自主学習でいいと思う。国際親善協会も一つだが少し違うと思う。外国人に日本語を教えるのであれば自主学習グループというくくりが活動しやすいと思う。

（委　員）・ここに入ると縛りがある。活動内容を市民に対して還元をしなさいとか発表しなさいというものがある。ボランティアをしているのにその上にボランティアをしないといけないというところで意見をださせてもらった。事業をみていただいて判断をいただきたい。

（会　長）・場合によっては審議会で話し合ってどの区分に入るのか決めるということですね。

（事務局）・内容は要綱にあるので時代とともに変えていく必要がある。貸館の受付開始もそれでいいのか。もっと拡大や縮小をしていくべきだといろんな意見があるので、この審議会で出していただければ参考にさせていただく。

（委　員）・本来なら国の事業もしれないが、結果としてすでに住んでいるので、そういう人たちに対して感覚が追い付いていない。さきほどの高齢者の問題も要介護１・２、要支援１・２は地域でしてくれと国は投げた。それは結局ボランティアで支えるということである。市は住民の生活に関わる行政機関なので、直接的に市民の皆さんは課題に直面したことをどう受け止めて、それに近づけていくのか。それに対して減免対象だからしなさいではなく、より自由だというのが教育なので、そこを課すというのはいかがなものか。こういう話もあげてほしい。

（会　長）・ここで出てきたご意見をしっかりとあげていただきたい。外国人の日本語教育の問題については、元は国がやるべきことで、市が主催してもいいことである。活動団体に負担のないように市で条件を検討していただきたい。また状況を報告していただきたい。その他ございますか。

（委　員）・私たち活動団体がどこに該当するのか、丁寧に説明していただきたい。理解がすぐにできるとは限らない。なぜそうなるのか、なぜお金がかかるのかという気持ちを丁寧にくみ取って説明していただきたい。

（会　長）・説明会的なものを開催してほしいということですね。そういう機会の工夫もご検討いただきたい。

●その他「次回の審議会の日程について」

事務局より次回の審議会の日程について説明。

３月で予定している。改めてご通知させていただく。

資料 1-1

令和元年８月 20 日

岸和田市長　永野　耕平　様

岸和田市生涯学習審議会
会長　岩槻　知也

生涯学習に関わる施策の決定プロセスのあり方に関する要望

「岸和田市受益者負担基本方針」に基づく公民館等の条例改正について、去る８月２日に開催された当審議会にて、９月議会に上程するとの報告を受けた。

このような公民館のあり方の転換について、これまで当審議会に諮られることなく進められてきたことに対し、我々審議会委員はたいへん驚くとともに、その決定のプロセスに多大なる疑義を抱くに至った。

当審議会が生涯学習に関する事項について調査審議する場であることを考えれば、審議会委員の意見を聴くこともなく公民館のあり方の転換に至った経緯は、到底、理解しがたい状況であり、当審議会の存在そのものを否定するものであると考える。

よって、上記の趣旨に基づき、下記の事項について要望する。

記

当審議会の岸和田市に対して果たす役割を今一度見直し、軽視することのなきよう留意するとともに、今後、審議会委員の意見を反映できる部分については、積極的に意見を聴取した上で決定がなされるよう、岸和田市に対して強く要望する。

資料1-2

岸教生生第139号
令和元年９月１１日

岸和田市生涯学習審議会
会長　岩槻　知也　様

岸和田市長　永野　耕平

生涯学習に関わる施策の決定プロセスのあり方に関する要望に対する回答

残暑の候、貴審議会におかれましては益々ご隆盛のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の生涯学習の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和元年８月 20 日付、「生涯学習に関わる施策の決定プロセスのあり方」の件につきまして、貴審議会での貴重なご意見を賜り、要望内容について検討いたしました。

今回の地区公民館等の条例改正につきましては、平成26年７月に外部委員で構成する「岸和田市受益者負担検討委員会」に受益と負担のあり方について諮問し、平成27年７月に提言を受理しております。

上記提言を踏まえ、平成28年５月に「岸和田市受益者負担基本方針」が市の公共施設全体の方向性として示され進めております。本件につきましては、ご意見を賜るのではなく、報告をさせていただくものでございます。

委員の皆様には、生涯学習に関する事項について、ご意見を求める内容の範囲を明確にして、専門的な観点からご意見を賜りたいと存じます。

今後とも、委員の皆様の貴重なご意見を、市政に反映できるよう努めてまいりたいと存じますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

３　本市生涯学習のイメージ

図：インクルーシブ・コミュニティづくりによる
「学び＋実践＋ネットワーキング」の活性化

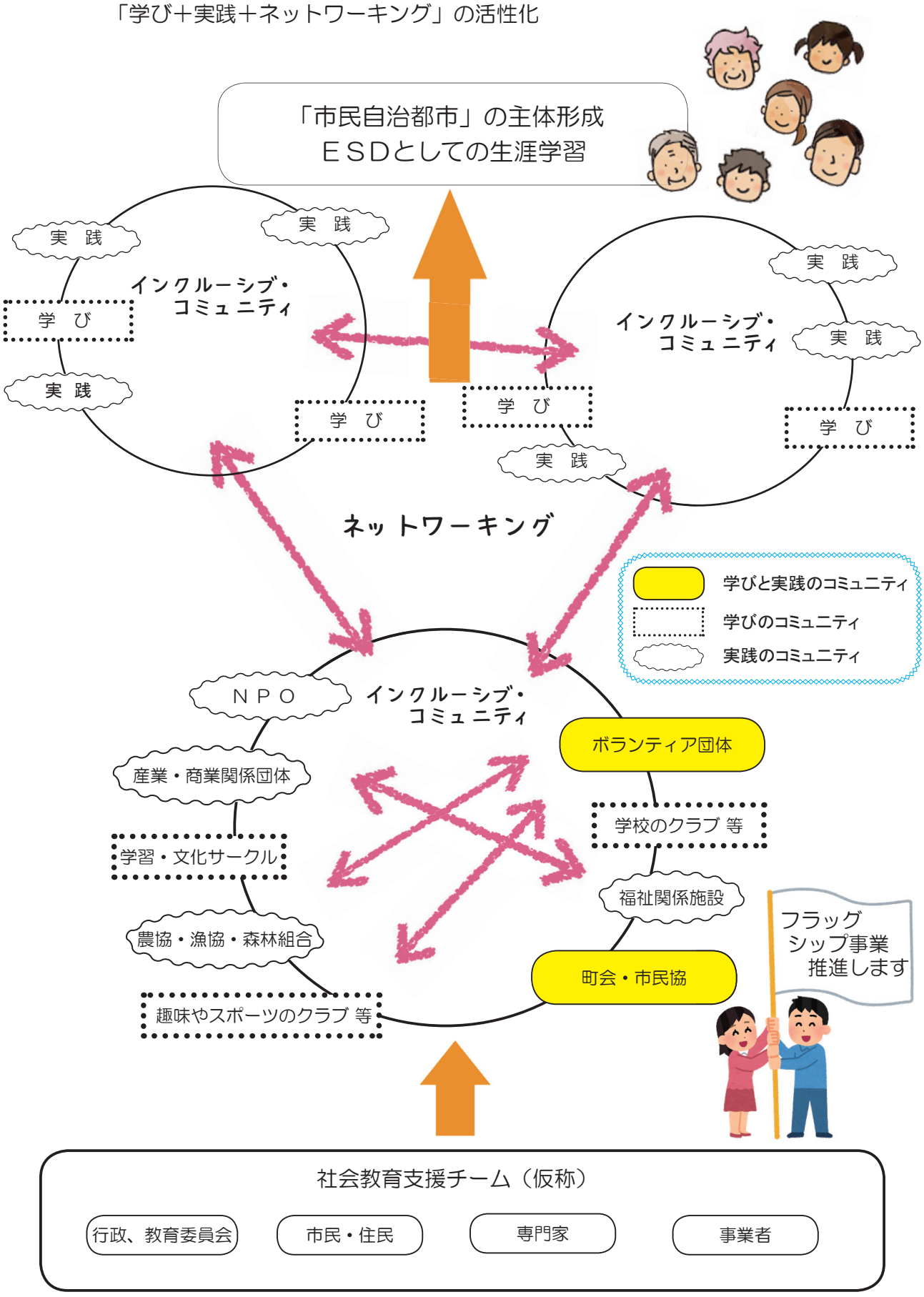

岸和田市立公民館及び青少年会館の使用料の減免に関する要綱（案）　**資料３**

（趣旨）

第1条　この要綱は、岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例（昭和 58 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 8 条及び岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例施行規則（昭和 58 年規則第 5 号。以下「規則」という。）第 8 条に規定する公民館等の使用料の減額及び免除（以下「減免」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条　減免対象となる施設は、条例第 2 条に規定する公民館等とする。

（対象団体）

第3条　公民館等の使用料の減免対象となる利用団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　市又は教育委員会

(2)　市又は教育委員会から共催の名義の使用を承認された団体

(3)　町会（自治会）や町会（自治会）を構成する団体及び地区市民協議会等それらの連合体

(4)　公の団体及びそれに準じる団体

(5)　利用目的及び活動内容に公益性が認められ、公民館の設置目的に資する団体

(6)　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた団体

（使用料の減免）

第4条　教育委員会は、前条に規定する団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1)　市が主催・共催する事業で使用するとき。

(2)　地域の住民のために行う活動で使用するとき。

(3)　団体の本来の設立目的達成のために、広く市民を対象に行う活動で使用するとき。

(4)　利用者以外の市民の福祉の向上に寄与し、市が支援する必要があると認める活動で使用するとき。

(5)　その他教育委員会が特別の事由があると認めたとき。

2　前条に規定する団体が、入場料又は実費の範囲を超える受講料等を徴収して使用する場合は、当該規定にかかわらず、使用料を減免しないものとする。

（減免の申請）

第5条　条例第 8 条の規定により公民館等の使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする者は、公民館等使用料減免申請書（様式第 2 号。以下「減免申請書」という。）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

（減免の決定）

第6条　教育委員会は、前条の規定により減免申請書を受理したときは、速やかに申請内容を審査し、減免の可否を決定しなければならない。

（減免の取消し）

第7条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の減免の承認を取り消すことができる。

(1)　虚偽その他不正な行為により使用料の減免の承認を受けたとき

(2)　教育委員会が使用料の減免を不適当としたとき

（減免申請の省略）

第8条　第 3 条第 1 号に掲げる団体が公益のために利用する場合は、減免申請書の提出を省略することができる。

（附属設備使用料）

第9条　条例別表に掲げる附属設備使用料は第 3 条第 1 号及び 2 号にかかげる団体が公益のために使用する場合を除き、減免することができない。

（委任）

第10条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

使用料の適用区分と減免基準(案)

資料4-1

使用目的	料金区分	使用料区分 減免区分	減免事由（岸和田市受益者負担基本方針　減免適用基準抜粋）		団体区分	団体区分の活動内容（具体例）
通常使用 （市内・非営利）	基本使用料 （D区分）	減免	❶	市が主催・共催する事業で利用	①、②	①生涯学習課主催・共催事業（講座等の主催・共催事業） ②他課主催・共催事業（庁内関係課等会議、市民向け事業、教育・保育等事業）
			❷	❷－(１)：町会（自治会）や町会（自治会）を構成する団体及び地区市民協議会等それらの連合体が、地域の住民のために行う活動	④	④地縁型組織（〇〇町に属する団体） 連合町会、市民協議会に属する団体 （老人会、婦人会、祭礼団体、子ども会のソフトボール等）
				❷－(２)：公の団体及びそれに準じる団体が、団体の本来の設立目的達成のために、広く市民を対象に行う活動	⑤	⑤設立目的型組織（広く市民を対象として実施する事業） 岸和田市社会福祉協議会、女性会議、更生保護女性会、まちネット等が実施する不特定多数の市民を対象とする公益に資する事業（セミナー等）
			❼	利用目的及び活動内容に公益性が認められ、公民館の設置目的に資するもので、利用者以外の市民の福祉の向上に寄与し、市が支援する必要があると認めるもの	③、⑥	③登録クラブ、自主学習グループ等 ⑥公益活動型組織（市民の福祉向上に寄与する活動） 納税協会、モラロジー研究所、市民活動団体等が行う不特定多数の市民を対象とする公益に資する事業（相談会）等 ※❼の要件を満たすかその都度審査
		有料			⑦	⑦事業の目的及び内容に公益性が認められ、公民館の設置目的の実現に資するもの（①～⑥に該当するものを除く） 【例】同窓会や保護者会、岸和田市青少年指導員協議会（OB会）、趣味サークル活動（クラブの他館利用）、高等学校、私立幼稚園・保育園等の使用、日本レクレーション協会、日本婦人の会、シルバー人材センター、健老大学、岸和田シティプロモーション推進協議会、岸和田青年会議所、少年少女合唱団練習等 政治、宗教に関する利用（ただし、社会教育法第23条第1項第2号及び第2項に該当する事業を除く）
市外利用	割増使用料 （Ｂ区分）	有料 （３倍）			⑧	⑧市民等以外の利用 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している複数又は市内に事務所若しくは事業所を有する複数若しくは法人その他の団体以外の者が使用する場合
営利利用					⑨	⑧営利利用（営利企業の利用又は非営利団体の利用のうち営利行為を伴うもの） ・営利企業による利用は、全て営利利用とする。（営利企業のＣＳＲ活動※、興行会社等が開催する演奏会等の催し） ・非営利団体が利用する場合で、使用者が入場料若しくは実費の範囲を超える受講料その他これに類するものを徴収する場合、又は物品の販売その他これらに類する営利行為を行う場合
利用不可						・個人への貸館 ・医療、身体への施術行為 ・営利（①専ら営利を目的とする事業等、社教法23条１項１号に該当する事業　②営業とみなされるもの【私塾等】） ・政治（特定の政党の利害に関する事業等、社教法第23条第1項第2号に該当する事業） ・宗教（特定の宗教等の支持、支援する事業等、社教法第23条第2項に該当する事業）

※　平成25年3月26日24文科生第779号文部科学省生涯学習政策局長通知において、社教法23条1項1号により制限される公民館における営利利用の範囲について「公民館が社教法第20条に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追及することや、特定の営利事業に対して特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない」とし、「社教法第20条に掲げる目的のために実施する事業であれば、その一環として作品の販売を行うことは、社教法第23条1項1号で禁止される行為にあたらない」とする解釈が示されている。

減免適用団体分類表（案）

資料4-2

団体区分	料金区分	減免区分	受付開始	回数制限	貸室数	活動団体・内容、減免適用事由	具体例等
①市主催（生涯学習課）	D区分	免除	随時	なし	必要数	❶市の主催・共催する事業	講座等の主催・共催事業
②市主催（他課）	D区分	免除	6ヶ月前	月2回	必要数	❶市の主催・共催する事業	他課主催・共催事業（庁内関係課等会議、市民向け事業、教育・保育等事業）
③登録クラブ 自主学習グループ	D区分	免除	12ヶ月前	週1回	必要数	❼利用目的及び活動内容に公益性が認められ、公民館の設置目的に資するもので、利用者以外の市民の福祉の向上に寄与し、市が支援する必要があると認めるもの	各地区館で登録しているクラブ、自主学習グループ
④地縁型組織	D区分	免除	12ヶ月前	なし	必要数	❷－（１）：町会（自治会）や町会（自治会）を構成する団体及び地区市民協議会等それらの連合体が、地域の住民のために行う活動	連合町会、市民協議会に属する団体 【例】老人会、婦人会、福祉部会、防災部会、祭礼団体、子ども会のソフトボール　等
⑤設立目的型組織	D区分	免除	3ヶ月前	なし	必要数	❷－（２）：公の団体及びそれに準じる団体が、団体の本来の設立目的達成のために、広く市民を対象に行う活動	市民向けのセミナーや公益性を持つ事業等 【例】岸和田市社会福祉協議会、女性会議、更生保護女性会、まちネット、岸和田市体育連盟及びスポーツ少年団　等
⑥公益活動型組織	D区分	免除	3ヶ月前	なし	必要数	❼：目的・内容が利用者以外の市民の福祉の向上に寄与し、市が支援する必要があると認める活動	納税協会、モラロジー研究所、市民活動団体等が行う市民向けの事業（相談会）等
⑦一般有料団体	D区分	有料	3ヶ月前	なし	必要数	事業の目的及び内容に公益性が認められ、公民館の設置目的の実現に資するもの（①～⑥に該当するものを除く） ●非営利活動団体の活動（ただし、専ら営利を目的とする利用等を除く） ●政治、宗教に関する利用（ただし、社会教育法第23条第1項第2号及び第2項に該当する事業を除く）	サークル活動（クラブの他館利用）、高等学校、私立幼稚園・保育園等の使用、日本レクレーション協会、日本婦人の会、シルバー人材センター、健老大学、岸和田シティプロモーション推進協議会、岸和田青年会議所、少年少女合唱団練習等 政治、宗教に関する利用（ただし、社会教育法第23条第1項第2号及び第2項に該当する事業を除く）
⑧市外利用	B区分	有料	3ヶ月前	なし	必要数	市内に居住し、通勤し、若しくは通学している複数又は市内に事務所若しくは事業所を有する複数若しくは法人その他の団体以外の者が使用する場合	
⑨営利利用	B区分	有料	3ヶ月前	なし	必要数	・営利企業による利用は、全て営利利用とする。（営利企業のＣＳＲ活動※、興行会社等が開催する演奏会等の催し） ・非営利団体が利用する場合で、使用者が入場料若しくは実費の範囲を超える受講料その他これに類するものを徴収する場合、又は物品の販売その他これらに類する営利行為を行う場合	営利企業による利用、無料相談会（法律） 民間の介護や放課後こども等のデイサービス事業 **※但し、私塾やカルチャースクールは貸館不可。**